淡路納税貯蓄組合連合会

税務研修会に参加して

淡路納税貯蓄組合連合会副会長　秦　紳一郎

令和５年10月１日より仕入税額控除の要件となる、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）について、洲本税務署法人課税第一部門統括官の福庭健人様より講話をいただき、研修を行いました。

この制度は、「売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、売り手が適格請求書（いわゆるインボイス）を発行するためには、課税事業者になる必要があり、インボイスを発行できない免税事業者からの課税仕入れに関しては、原則として仕入税額控除ができないというものです。現在消費税の納税義務を免除されている事業者は、適格請求書発行事業者への登録は任意であるものの検討が必要とのことでした。

消費者が負担した消費税は、金額は分かりませんが免税事業者の元に一部留まっています。今後公正な税負担と適正な納税に向けて、必要な制度であると勉強いたしました。

街頭ＰＲ活動について

「令和３年度税を考える週間」行事の一環として11月９日に「街頭ＰＲ作戦」をイオンスタイル洲本前で実施しました。税務広報チラシ、イータ君スポンジとティッシュを同封したものを700セット用意し、洲本税務署、兵庫県淡路県民局洲本県税事務所、洲本市税務課及び収納対策課、淡路納税貯蓄組合連合会、公益社団法人淡路納税協会の総勢32名と、兵庫県、洲本税務署の協力で、兵庫県のマスコットキャラクターの「はばタン」も参加し、新型コロナウイルス感染防止のため、全員マスク、手袋をし、たすき掛けでＰＲを行いました。

本年は、この他11月５日に淡路市のアルクリオ前で８人、11月24日に南あわじ市のパルティ前で９人が参加し、洲本税務署、淡路納税貯蓄連合会連合会、公益社団法人淡路納税協会が協力し、啓発グッズを各100セット配付しＰＲを行いました。

イオンスタイル洲本前

アルクリオ前

パルティ前